

育并に年齢と、個人の材能とによりて、それ〴〵、多少の相違はあるけれども、通例、十四歳乃至十五歳を以て、一般の標準とすべきものであります。学校の事業が順常に行はれるならば、大抵、此の年齢に達する迄に、此の資格を得させることが出来るものであります。尚ほ、此の年齢までに、此の資格を得させることを必要としますことは、一面には、此の年輩の少年は、最も眞面目に、職業上の習練に努むるものにして、將來、優良なる實業家たらしめんとする見込の大なること、他面には、一般の職業界も、亦此の年輩の少年を、多く要求することと、基いて居るのであります。

次に、退校後の、職業上の能力に關しての資格であります。が、保護學校としては、是が最も重大なる事業の一であらうと思ひます。之に關しては、既に、第六章並に第七章に於て、荒増述べましたから、今更めて、論ずる必要は、なからうと思ひます。兎に角、少年が、退校後、少くとも、自己一身の衣食を、支辨し得るを以て、退學せしむるに足る最低限の標準とすべきことは、保護教育上、絶對的必要條件たることを、忘れてはならぬこと、と思ひます。尤も、少年が、退校するや、否や、全然獨立して、自己一身を建つることは、到底困難でありませう。何分少年は、未だ丁年にも、達して居らぬのであり

資格其二
職業能力

能力足らざる者

手續其一
父兄引取

必要條件

ますから、何れ、其の一身の保護を他人に托することゝなるは、勿論のこととてあります。されば、茲に云ふ、一身を支持し得る能力とは、他人の保護を受けつゝ、自己一身の衣食の資を作り得る位のことを意味して申したのであります。さればこそ、學校は、少年の退校に關して、諸般の手續をも、講ずる必要があるのであります。

若し少年の生れ乍らの能力薄弱にして、到底、其の一身を支持し得る見込なき場合は、更に、別個の保護の道を、講ずべきものでありませう。苟くも、少年が、一旦保護學校に入り來りし以上は、其の一身上の保護を保證すべきことは、事業上の責務と考へねばなりません。

少年が、退校するに足る資格が、定まりましたならば、それ〴〵、退校の手續を、講ずべきものであります。其の第一の場合、之を、父兄の許に、引き取らしむるものであります。是には、第一に、其の家庭、并に其の周囲の境遇が、善良なること、第二に、少年が、其の家庭に住居しつゝ、適當なる職業に、就事し得べきこととを、必要條件とせねばなりません。從來、良もすれば、學校内にて、幾年か、慢然たる教育を施し、相當の年齢に達すれば、一も二もなく、其の父兄、又は親族等の、戸籍上の關係者を求めて、之に

引取らしむるのみにして、少年が退校後、如何に生活すべしやと云ふことには、一向頓着せず、放任して居る様な向もあつたかも知れませんが、是は、甚だ無責任なる處置と申すべきものでありまして、保護教育事業としては、到底承認の出来ぬ事柄であります。尙ほ、此の項に關しては、第六章の職業の選擇に就て論じました所と照合して考へらるゝならば、本節の意義が、一層明瞭になるてあるてあらうと考へます。

手續其二
奉公

次は、奉公に遣はす手續であります。或る教育家は、少年を奉公に遣はすことをば、甚しく嫌思して居らるゝと云ふことであります。之は、素より、何等根據なき杞憂に過ぎぬのであります。若し、保護事業に於て、少年の奉公するを禁止するならば、恐らくは、少年保護の道を、大半、杜絶せられるてありませう。

奉公問題

尤も奉公といふことは、逸樂を好み、遊情に耽り居るものには、案外、苦しいものであります。併し、苦しいが故に、奉公させぬといふ理由は、之にては立ちませぬ。學校は、逸樂遊情なるものをば、活潑勤勉なる者とすべく、たとひ奉公に出ても、無事に勤まるだけの能力を得させねばならぬ筈であります。世には、往々、主家が、奉公人を、虐待

益奉公の利

することを、かこつ者もありますが、是も一概には、信ずべからざることてあります。殊に、今の世は、人權が、著しく尊重せらるゝに至りしことゝ、下級労働者の需用の多い所からして、奉公する者が、甚だ少くなりましたこととて、主家が、奉公人を優遇することは、到底、古の比てはないのであります。

少年を奉公に遣はすことは、工場、會社等へ、通勤せしむるよりも、都合のよいことがあります。即ち、少年は、其の主家に居住し、且つ主家の保護を受くることが出来、ます上に於て、便利でありますことが、其の一つであります。次に、奉公する時は、少年の一身を建つる上の、便利が多いことが、其の二つであります。

此の第二項の利益なることに就ては、カーネギーの説も、あつた様であります。尤も、現今、亞米利加は、商工業は、多く、大會社、大工場の組織に代りつゝ、あるを以て、實際は、奉公の道も、殆んど、杜絶して居る様なものでありまして、此の邊は、カーネギーも、遺憾の意を、漏らして居られた様であります。

目下世界の商工業は、漸次、大資本家の、大任掛なるものに、壓倒せられつゝ、あつて、我國とても、此の例に漏れぬことが、勿論であります。併し、我國は、亞米利加の如き

状態になる迄には、まだ、遠いことでありませう。従つて、今尙ほ、年季奉公の制度もありませぬのみならず、實業家によりては、店員としては、學校上りの者よりも、丁稚仕立の者を尊ぶ向もある位であります。是等の點を考へ合はして見ましては、我國の保護少年は、歐米諸國のそれに比して、遙かに、幸福と申すべきものであります。

雇主の選

少年を、奉公に遣はすに當りては、先づ、本人の能力と、意向とを考へ、以て、適當なる主家を、求めねばなりません。主家の選擇上、注意すべきは、主家の業務が、或る確實なる程度に於ては、比較的手狭の方が、徒らに手廣いものよりは、一般に、便利であります。其の故は、手狭の家の業務ならば、手代、番頭となるに及んでは、業務一切の事項を手掛けることによりて、其の業務に關する、全般の知識を得べきことと、後年に及んで、少年が、其の業務を以て、容易に、獨立し得ることとの、見込があるからであります。尙ほ、此の外、個々の場合に立ち入りては、深く研究すべきこともありますが、要するに、少年の奉公は、たとひ、其の當座の利益が少からうとも、後來に於て、見込の大なるものを選ぶべきものと考へます。

「お目見え」

雇主の適否に關して、一般の調査も、濟み、愈、少年を、主家へ遣はすには、最初の半月

工場其三

間、若しくは、一、二個月間、「お目見え」として、試験的に、勤めさせたいものであります。此の試験期中に、能く納まらぬものがあらば、更に、他に、適當なる雇主を、求めることとし、かくて、主従共に、適當と信じたる後に於て、始めて、正當の手續をするのであります。此の様な方法を取りますれば、雇主へも、迷惑を掛けざるのみならず、本人の保護を、略、遺憾なからしむることが、出來ようと思ひます。

職業の種類、及び其の他の事情によりては、少年が、或る工場、會社等に、通勤することによつて、一身を立つることを、利益とする場合も、多からうと思ひます。此の場合に於ては、學校は、其の少年の住居に關する、或る特別の方法を、講ぜねばなりません。相當なる監督者、保護者もなくして、斯る少年を、市井の下宿屋に、投ずることは、甚だ危険なことでありませぬ。

寄宿所の設備

是等の少年を、保護せんが爲めに、學校は、其の構内、又は、其の他の、適當なる場所に、少年の宿泊所を、設け、職員をして、其の監督保護を、なさしむることが、肝要であります。尤も、此の場合には、少年は、其の支辨し得る範圍内に於て、宿泊に要する費用を、支拂ふべきことは、勿論であります。

若し一般社會に於て、斯る少年を保護せんことを希望する特志者ある時は、其の資格に就て、充分の調査を遂げたる後、其の宿泊並に保護を依頼することも、亦頗ぶる、便利なる方法と考へます。

要之、其の方法の如何に係らず、兎に角、少年が、獨立し得るまでは、出来る限りの保護をなすことは、保護事業の、最終の目的であります。

從來我國の保護教育に於ては、一般に少年の、退校に關する手續並に其の保護に就ては、殆んど、見るべきものがありません。甚しきに至つては、此の事項を以て、始んど、保護教育以外の事と考へ、恬として之を顧みざるが如きものもあります。事業の意義を解せざることも、亦甚しいては、ありませんか。

英國の保護事業は、此の點に關しても、甚だ周密なる、手を盡してある様であります。今左に、職業學校兒童退校に關して、ロンドン學校廳の報告 (Final Report of the School Board for London, 1870—1904) を掲げて、讀者の參考に供します。

兒童が、職業學校内にて教育を受くるは、其の目的が、退校の節には、兒童が、自己一身を、自ら支持し得るに、至らしむるにあり。されば、兒童が、學校を出て、將に獨立

英國職業
學校報告委託即ち
假退校

して、世に出てんとすることは、其の生涯の、危機に遭遇せるものと云ふべし。されば生涯の此の危険なる、瀬戸口に、一のかけはしをかけ渡し、以て之を保護せんがために、千八百六十年の職業學校法に於て、假退校即ち委託の制を設けたり。則ち或る信用あり且つ社會の尊敬を有する人にして、特志を有する者の家に、委託することとなり。此の事は、事實上に於ては、兒童が、或る雇主に、雇はるゝと云ふこととなり居るなり。委託の期限は、三箇月に限らる。されど事情の許す限り、即ち、年齢十六歳に達し、委託期限が消滅するまで、更に三箇月間、委託することを得。委託中、不都合なる所爲ある時は、委託を解かれ學校に呼び返さる。千八百九十四年議會は、委託の終了したる後、尙ほこの保護を充分にせんが爲めに、職業學校法修正案を以て、假退校に對して、更に經費を補助しぬ。此の案によりて、職業學校の理事者は、兒童が、年齢十八歳に至るまで、之を委託し置くことを得、且つ其の委託中、若し必要ある場合には、委託を解き、更に三箇月間、學校に呼び返すことを得ることとなれり。

兒童をば、其の抑留年限中、悉く之れを學校に留め置くことは、兒童の爲めに、一

般に不利益なり。男兒にありては、年齢十五歳、又はそれ以下の時期に於て、假退校の處分をなすをよしとす。労働社會の兒童は、十四歳若しくはそれ以下の年齢に於て、既に労働に就き、而して其の賃金は、年齢の如何に係らず同等なり。故に、永く兒童を學校に留め置き、従らに年齢の長じたる後、始めて労働に就かしむることは、兒童の損失に歸し、之が爲めに、兒童を失望せしむるの嫌あり。且つ幼年兒童は、外部の事業には、一層熱心に就事するものにして、十五歳の兒童は、十六歳のものよりも、すなほにして使ひ易し。加之、年長兒童は、年季奉公に行くの時期を失するのみならず、學校にて習ひたる職業を以て、一般の兒童と、肩を並べて、職業界に入ることに困難なり。此故に、目今は、遅くとも、年齢十五歳に達すれば、一般に、假退校をなさしむることゝなり居れり。女兒にありても、以前は、家事を充分に修業せしめんがために、十六歳迄残すを、利益と考へたりけれども、今日にては、之も十五歳か、十五歳六個月位にて、假退校に處することを、一般に希望するに至れり。

兒童が、假退校に處せられて後、就く處の事務は、兒童の趣味、及び才能並に學校所在地の情況、時機管理者によりて、種々異なれり。女兒は、普通、下女に雇はる。而し

委託の種

て、此の種の委託は、女兒の爲めに、最良の方法と認めらる。されど、或る者は、成功して、女教師、小間物商店員、其の他の店員、技藝製工等の一層高等なる職に就くもあり。

男兒の職業に至りては、其の種類及び等級いたく相異なれり。其の中に就て、最も多くあるものは、陸軍々人、移住者、小僧、海員、及び其の他の職業なり。陸軍々人となる者は、其の他に就事するもの、數よりも、多し。彼等は、學校にて、音楽隊として、教養せられたるを以て、陸軍に入りて、音楽手となる。男兒の學校の殆んど凡てには、音楽隊が置かれてありて、之が、亦一の重要な職業となり居れり。聯隊の軍樂隊長は、職業學校の兒童が、音楽の智識を有し、且つ訓練に慣れたるを以て、兒童の入隊を歓迎せり。或る者は、海軍の樂手と成るもあれども、素より陸軍の如く、便易あるにあらず。

レング氏は、千八百九十九年の政府への報告中に、下の如く述べたり。

「内務省管轄の學校の兒童を、委託するの手段として、之を陸海軍に入らしむることは、其の當を得たるものと云ふべし。兒童は、實に善良なる陸兵たり、海兵たる

の素質を有す。

「蓋し彼等は、敏捷にして、勇氣あり。過失によりて、氣を墜すことなく、且つ野外、海上等の生活に適し、嚴格なる訓練に堪ふるを以てなり。又彼等は、募集に應じて、一度軍隊に入る時は、再び、幼少の惡境遇に返り、不幸なる生涯を送るといふ危険を免れ得べし。况んや、彼等は、其の教育萬端の上に於て、國家に負ふ所多し。彼等が陸海軍に入りて、直接國家のために盡すは、實に、彼等が國家に酬ゆる所の、至當の道ならずや」と。

練習船を出てたる多くの兒童は、海員となる。其の他の學校を出てたるものにて、海軍となれるものも少からず。但し、普通の職業學校の兒童は、多くは、農夫となり、雇はれたる農家に入り、家族の一員となりて、農業に就事す。

レグ氏は千九百一年の報告中、下の如く述べたり。

「職業教練は、漸次進歩し來れり。思ふに、職業に熟達せるものも、次第に増加するなるべし。理事者の苦心を要すべきは、之を、適當に委託退校せしむるにあり。只これに、大に喜ぶべき現象は、兒童は、骨を措かず働くこと。是なり。彼等が、能く働くの

結果は、委託を希望する者多くなるなり。而して、一度大なる雇主、三四人と、聯絡の附くに至つては、事業が、一層容易となる。此の時に於ては、兒童の爲めに、雇主を求むるよりは、雇主より、兒童を求め來ることゝなるなり。こゝに、一の注意すべきは、兒童の材能、性質を、能く究め、外部社會よりの要求に應じて、適當なる者を供給すること。是なり。又、在學中教練を忽にすべからざることは、多く、論ずるを俟たず。尙ほ、一の注意を要すべきは、兒童をして、以前の境遇に返り、再び、惡影響を蒙むるを防ぐこと。是なり。今日、學校に於て經營せる勞働兒童の共同寄宿所は、此の事に關して、最も有益なる補助機關なれば、共同寄宿所の設立は、今後宜しく、増加發達せしむべきものなり」

兒童を委託することに就ては、理事者も、管理者も、非常なる注意を加へ居れり。ロンドン市の兒童にして、村落の學校にて教育を受け、退校後、更にロンドンへ歸るべき場合に於ては、學校廳は、先づ職員を、雇主の家に出張せしめ、以て其の適否、並に周圍の境遇等を取調べしめ、其の報告の結果、適當と認めたる場合に於て、始めて、學校より委託の件を認可す。

兒童をば再び以前の朋輩の處へ出すことは時に之ありと雖も、されど、これは兒童の兩親並に家庭周囲の境遇宜しく、且つそこに適當なる職業に就事するの道ある場合に限る。

兒童在學中は、一般の規則として、假令如何なる事情ありと雖も、兒童と兩親との間に消息し、又は交通することを許さず。かくする時は、親も子を思ふに至り、子も亦親が慕はしくなるに至り、そこに、著しく父子の情愛を深くす。かくて兒童は、自己に對して、無慈悲、無頓著なりし兩親が、今更に、恩愛の情あるに至りしことを知り、こゝに始めて、孝行の心を起し、退校後は、他所へ委託せられず、何卒、我が家に歸り、只管、孝養を盡さんと願ふの情、切なるに至る。子の親に對する此の望が、一時の妄想に非ずして、着實なることを發見したる場合には、理事者も、此の希望に従ふを例とせり。されば、管理者は、大抵兒童を退校せしむる前に、兒童が歸省の望ある場合は、二週間の休暇を與へ、以て兒童をして、家庭の眞意、父子の情を明らかに了解せしむ。兒童をして、かく歸省せしむることは、父子の情が、單に妄想に非ざるや否やを決定せしむるを以て、理事者より命ずる委託を、心置なく、是認するに至る。

至る。

委託するには、兒童が、目前の利益よりも、たとひ、現今は報酬が少くとも、將來、上進し得て、終には、自立して、生計を立つるに至るが如き、見込あるものたるを必要とす。されば、理事者は、或る特別の場合を除くの外は、皆此の方針を取れり。

多くの職業學校に於て、兒童の殖民が、委託處分中最も効果著し。殖民に適せる兒童は、其の父母が、兒童を保護するに足らざるか、又は、其の兒童が、父母なく、從つて、家の無き種類のものに屬す。且つ、其の兒童が、體格健康にして、以後、犯罪の恐なきものたるを要す。是れ、英國が、殖民地をして、病者、及び罪人の捨置場となすことを許さざるを以てなり。職業學校にては、事情の許す限り、今日にては、殖民策を取れるを以て、兒童の殖民地に至り、業務に就事する者、年々増加し、善良なる効果を、收めつゝあり。

現今に於ては、カナダのみは、職業學校のために、開かれたる殖民地なり。オンタリオ、マニトバ、及びクエベックの立法官は、英國の職業學校より、來る兒童の、殖民に關する法案を通過しぬ。但し、クエベック法は、實際には、無効なり。

レッジ氏が千八百九十八年、殖民の事に關して述ぶる所左の如し。

「千八百九十四年より千八百九十六年に至る迄の、殖民兒童の數、僅に三十四人なるに對し、千八百九十五年より千八百九十七年に至る迄の數、實に百二人の多きに至る。以て、此の事業が如何に、長足の進歩を爲しつゝあるかを、知るに難からざるべし。されば、學校廳にても、適當なる保護を爲し、且つ殖民地の廳にても、救済の策を怠らざる時は、殖民は、單に男兒のみに限らず、女兒を委託することも、亦其の方法を得たるものと思惟す。女兒を殖民せしむることの利益は、極めて明らかなる事柄にして、女兒は、是によりて、其の家庭、及び周圍の惡境遇より救ひ出され、是によりて、新たに世に出づることを得、是によりて、殖民地にて、良男子の好配偶となり得べし。且つ、殖民地に於ても、其の母國より、善良に教育せられたる、女兒の供給を仰ぐこと、の、殖民政策上の利益は、擧げて論ずる迄もなかるべし。千八百九十八年、グラスゴウの感化教育廳に於ては、メーリリーヒルより、カナダに殖民せしめたる女兒の情況取調の爲めに、一人の夫人を派遣しぬ。今其の報告を見るに、非常なる好成績にして、孰れも皆、出世して、何不自由なく暮し居り、且つ、世の尊敬を

共同寄宿

受け居れり。

共同寄宿所は、男兒の兒童が、委託せらるゝ場合によりては、非常に必要なるものなり。勿論、是は、村落に委託せらるゝ場合には、通例兒童が、雇主の家に寄宿するを以て、其の必要なし。然るに、若し、兒童が、ロンドンへ、委託せらるゝ場合には、共同寄宿所の設備は、欠くべからざるものとなるなり。蓋し、多くの都邑に於ては、職工場にて、寄宿することなきを以て、信用すべき父母が、其の都邑に有るに非ずんば、是非、共同適當なる寄宿所なかるべからず。

然るに、茲に最も困難なることは、兒童が退校して、委託せられて後も、其の職業によりて得る所は、未だ自己一身を維持するに足らざること、是なり。此故に、其の兒童が、一身を支持し得るに至るまで、之を保護する方法として、共同寄宿所は、要せらるゝなり。此の要求は、各學校よりの設立により、又は他の獨立團體の設立によりて、充たされつゝあり。

兒童が、十五人乃至二十人位、共同して生活する時は、個々分離して生活するよりも、其の費用、少くして足る。而して、若し、兒童が、認可せられたる寄宿所にある場

合には、其の抑留年限中、一人一週に付、内務省より二志六片、學校廳より二志六片の補助を受くることとなり居るなり。

退校後の保護

兒童が、此の寄宿所にある間は、定められたる規則を守らざるべからず。且つ、毎週職業より得たる賃金の幾分を、生活費として納めざるべからざるなり。少年の退校後の保護は、事業の完成を期するための最終の手段として、忽にすべからざる事柄であります。若し此の事業が、等閑に附せらるゝ様なことがあつては、所謂、港口で、船を破ると云ふ様な、恨事を見ることが、決して少くはあるまいと思ひます。

復書の往

退校後の保護を、最も有効ならしむる方法は、學校が、退校後の少年と、常に親密なる關係を保たんと謀ることであり、従來、多く行はれて居つた處の方法は、主として、復書の往復でありました。是は、最も簡便なる方法として、益々獎勵すべきは、勿論であります。併し、此の方法は、年月を経るに従つて、漸次に、疎遠になり勝てあることゝ、良もすれば、全く無沙汰になり、終には、少年の所在さへも、知れぬことになると云ふ様な、缺點の伴ふものでありますから、此の方法のみを以て、相互の親睦を保たんとす。

會合

ことは、素より、覺束ないこととあります。

されば、近來は、同窓會様のものを組織して、一年に一二回宛、學校に會合させる様な向もあります。此の方法は、書狀の通信の如くに、隨時に、簡便に行ふことが出来ぬものである代りに、會合の結果は、學校と、少年との間の關係を、親密ならしむる外に、少年相互の親睦を保たらしむる上に於て、大なる利益があらうと思ひます。會合の時日は、それ〴〵、適宜に定めらるべきものであります。が、通例、數入と稱ふる日が、是等の少年の、最も、會合し易い日であらうと思ひます。是は、一月十六日と、七月十六日と、丁度、半年許隔て、一年に二回ありますから、至極、便利であります。此の外に、紀元節、天長節も、會合の日としては、面白からうと思ひます。殊に、天長節に至りましては、季節が宜しいものでありますから、會合當時に、諸種の餘興を催はし、互に歡樂を盡す上に於ても、好都合であります。

往訪

此の外に、現時、少しく行はれて來ました方法としては、職員の往訪であります。此の方法は、其の實行が、容易でありますから、頻繁に行ふことが、困難でありませうが、併し、是も、少くとも、一年に一回宛位は、必らず行ふ様に、ありたいものであります。

此の方法は、常に、學校と、少年との間の關係を、親密ならしむるのみならず、其の雇主、又は父兄との關係をも、親密に保つ上に於て、少年の保護上、少からざる利益があります。尙ほ、此の方法を行ひます結果は、少年が、如何に働いて居るか、と云ふ様なことを、實地に調査することが出来る、と云ふ上に、便利の伴ふものであります。

以上述べました處の信書、會合、並に往訪は、現時、多少は行はれて居るのであります。すが、今後は、一層之を周密に行ふことによりて、保護の實を擧げられんことを、切望する次第であります。

尙ほ、此の外に、私が推薦したいと思ひます方法は、同窓會を擴張して、通信の機關を設けることであります。即ち、此の會にて、會報様のものを發行して、主として、會員たる少年の動靜を、報ずることとあります。此の方法によりますと、會員相互の關係を、一層親密ならしむるのみならず、會友の動靜を、委しく知ることによつて、各自が、益、勵精することになる、とあらうと思ひます。

尙ほ、出來得べくんば、學校内、若しくは、其の他適當なる場所に於て、俱樂部様のものを組織し、少年をして、隨時に出入せしめ、適當の娛樂を取らしむる様にするもの、

會報の發行

俱樂部の設置

亦一つの有益なる方法でありませう。蓋し、此の方法は、少年が良もすれば、下等なる娛樂に耽り、終には、一身を過るが如き、危險に遠ざからしむる上に於て、其の保護上の効が、決して少くはないと信じます。

左に、ロンドン學校廳の、是等の件に關する報告を掲げて、本書の講述を終ることにします。

英國職業學校報告
退校後の管理

兒童が、退校後、學校と、親密なる關係を保つことは、職業學校理事者の任務として、最も主要なるもの、一に屬す。此の事は、兒童の生涯の上に、非常なる影響を及ぼすものなり。是に關して、理事者、並に管理者の間に、種々なる方法が企圖せらる。先づ其の方法として、最も容易なるものは、兒童が遠方にある時は、相互に、通信をすること。是なり。されど此の方法は、大なる價值あるものには、相違なきも、未だこれのみを以て、足れりとすべからず。されば、多くの理事者の團體が、相諮りて、少くとも一年に一回、管理者、又は他の委員を派遣し、兒童を、親しく訪問すること、せり。此の訪問が、兒童、及び雇主の、非常に、満足する所となれり。兒童が、若し非常に遠方にある時は、其の地方の、然るべき人に、依頼し置き、常に、其の兒童に氣を附け、

且つ時々、児童が身の上の状況に關して報告を受くることゝなれり。此の他に、有効なる手段としては、年々新舊男兒又は女兒の會合をなさしむること。是なり。斯る會合は、盛に行はれ、來會者も、非常に熱心にして、中には、立派に成長し、結婚を遂げ、兒女を擧げけるも少からず。

學校應は、亦練習船シヤフペリーの爲めに、職員を命じ、退校後の児童を訪問せしめ、児童の業務並に生活状態を報告せしむ。練習船の管理者は、児童よりの消息を保存し、時期を定めて、之を學校應の長官に送ることゝなり居れり。又ゴールドンハウスの如きは、管理者が自ら通信をなし、又自ら訪問に出かける等によりて、其の女兒との關係を保てり。

ゴンドンハウス及び其の他の職業學校にして、下女となり、ロンドン市近傍にあるものは、中央下婢親睦會と云ふものより、多大の扶助を受け居れり。僅少の手數料を出せば、此の會は、女兒を親切に監督し、且つ彼等の状況に關して、報告の勞を取るなり。此の會は、亦女兒が、雇口を失ひたる時、又は病氣及び休暇の節、之を引取り、寄宿せしむ。而して、休暇等にて、寄宿せる時は、給料の幾分を支拂はしむるも、

病氣等の場合には、全く無料なり。此の會の寄宿所は、内務省の認可を得たるものなり。

保 護 教 育 終

明治四拾四年五月壹日印刷
明治四拾四年五月五日發行

保護教育

定價金七拾錢

著者 上田久吉

發行者 大葉久

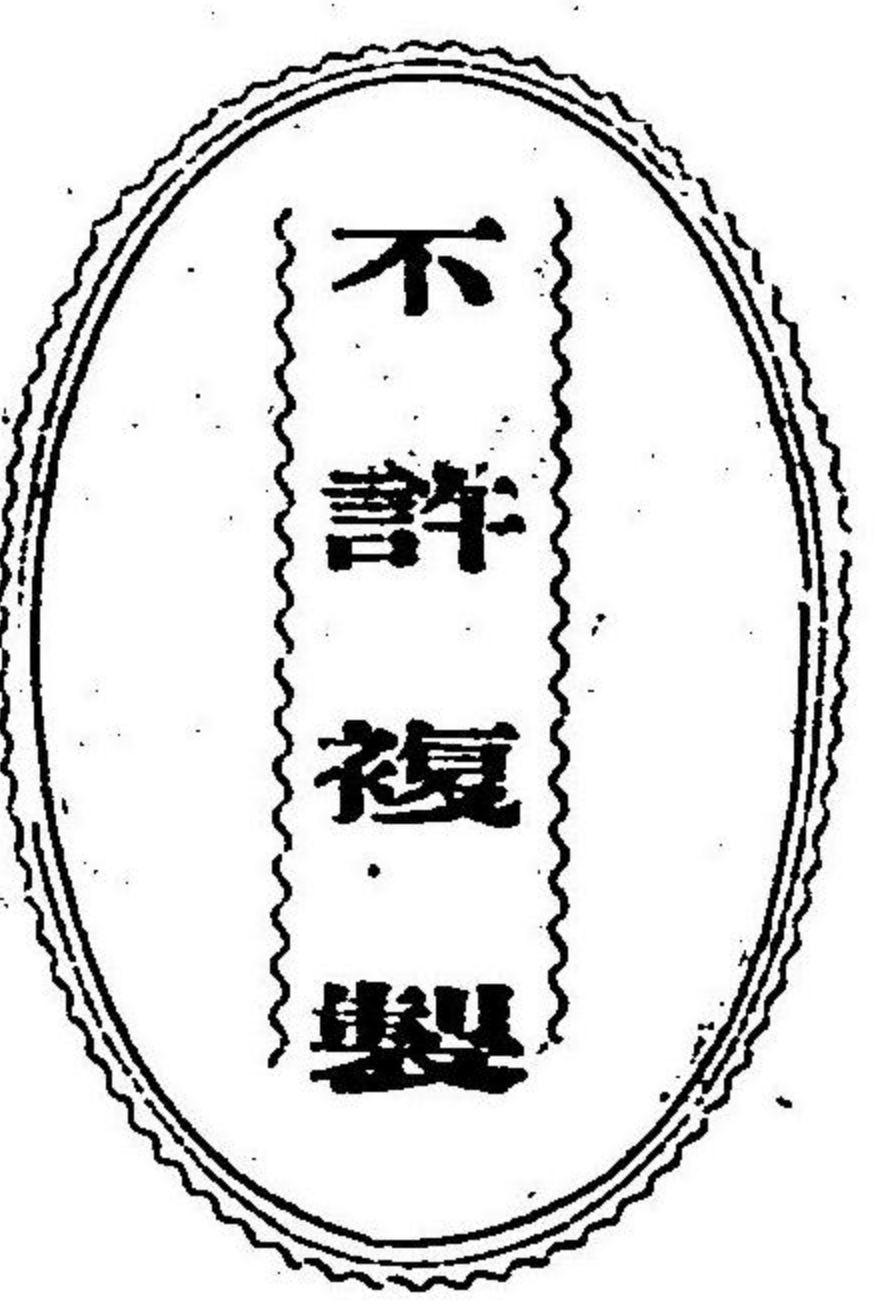


發行者 吉岡平助

大阪市東區備後町四丁目三十七番地

印刷者 青木弘

東京市牛込區市谷加賀町一丁目十二番地



發兌

東京市日本橋區本石町三丁目
大阪市東區備後町四丁目

寶文館

書育教兌發館文寶

纂編社際實育教

●尋常修身新教授書

和裝一、二年各定價五十錢
全六冊 送料八錢 以下逐刊

●尋常讀本新教授書

和裝全十二冊(前期二年廿五錢、二年廿五錢、三年四十錢、四年四十五錢、五年五十五錢、六年六十錢、後期一年廿二錢、二年四十五錢、三年四拾五錢、四年五拾錢)

●尋常算術新教授書

洋裝一、二、三、四、各五錢
全六冊 以下逐刊

●尋常日本歷史新教授書

和裝全二冊
送六年用定價五十五錢
各八錢

●高等日本歷史新教授書

一年用定價五十五錢
二年用近送料八錢 刊錢

●尋常地理新教授書

和裝全二冊
送六年用定價四拾五錢
各八錢

●高等地理新教授書

一年用定價六拾錢
二年用近送料八錢 刊錢

これより先きの廣告は
是非御覽被下度候



文部省調査
●小學校作法教授要項 全洋一冊裝 實價一冊二錢七冊八錢十六錢
送料一冊十二錢廿五冊十六錢

教育實際社編纂
●文部省調査参照 小學校作法教授細目 全洋一冊裝 定價金六拾錢
●國定修身書準據 小學校作法教授書 全洋一冊裝 定價金八拾錢

相馬龜三郎著
●文部省調査参照 小學校作法教授書 全洋一冊裝 近刊

東京高等師範學校訓導 相島龜三郎著
●國定修身書 作法教授書 全和二冊裝 定價金五拾錢
●に關聯せる 作法教授書 全和二冊裝 送料金六拾錢

實文館編輯所編纂
●小學校に於ける作法に並に教授要目 全和一冊裝 定價金貳拾五錢
●小學校に於ける作法に並に教授要目 全和一冊裝 送料金六拾錢

東京高等師範學校訓導 阿部潔著
●兒童の休憩と學習との關係 全上一冊裝 定價金九拾錢
●兒童の休憩と學習との關係 全上一冊裝 小包料金八拾錢

內藤慶助著
●教育勅語範例大鑑 全脊皮上製一冊裝 定價金貳圓參拾錢
●教育勅語範例大鑑 全脊皮上製一冊裝 小包料金拾貳錢

山田孝雄著
●戊申詔書義解 全洋一冊裝 定價金貳拾錢
●戊申詔書義解 全洋一冊裝 送料金四拾錢

教育實際社編纂
●戊申詔書を中興したる講堂訓話 全洋一冊裝 定價金七拾錢
●戊申詔書を中興したる講堂訓話 全洋一冊裝 送料金八拾錢

大阪市視學 楠品次序 泉原龜藏著
●意志修養講堂訓話 全洋一冊裝 定價金貳拾八錢
●意志修養講堂訓話 全洋一冊裝 郵稅金六錢

大阪市視學 楠品次序 泉原龜藏著
●少年立志講堂訓話 全洋一冊裝 定價金四拾五錢
●少年立志講堂訓話 全洋一冊裝 郵稅金六錢

東京高等師範學校訓導 馬淵冷佑著
●內外教訓物語 全洋一冊裝 定價金壹圓八拾錢
●內外教訓物語 全洋一冊裝 郵稅金拾貳錢

●教育實際社編纂
勅語標準 小學校訓示教案 全壹冊製 定價金九拾錢 送料金八錢

●教育實際社編纂
小學校揭示資料 全壹冊製 定價金壹圓五拾錢 小包料金拾貳錢

長崎縣師範學校主事 加納友市 美島近一郎著
●國民教育資料 全壹冊製 定價金貳圓 送料金拾貳錢

青森縣師範學校主事 佐々木清之丞著
●日曆體列 小學校教材補充資料 全壹冊製 定價金壹圓 小包送料金八錢

青森縣師範學校附屬小學校教務研究會編
●小學校の實適切なる諸問題の研究 全壹冊製 定價金壹圓四拾錢 小包料金拾貳錢

文部省前參事官 松本順吉校閱 文部省普通學務局員 澁谷德三郎編纂
●改正小學校法規要義 全壹冊製 定價金壹圓 送料金拾貳錢

長崎縣師範學校教諭兼主事 加納友市著
●六箇年單級小學校 全壹冊製 定價金壹圓貳拾錢 送料金八錢

長崎師範學校主事 加納友市著
●複式教授の理論實際 全壹冊製 定價金壹圓貳拾錢 小包料金拾貳錢

東京高等師範學校教諭 樋口長市 立石仙六 共著
●自習法並これと
聯關せる 教授法 全壹冊製 定價金六拾錢 郵税金八錢

山口西三郎 宮下丑太郎 福田作太郎 共著
●小學校體操教授の理論及實際 全壹冊製 定價金壹圓參拾錢 送料金八錢

前文部省國定教科書編纂委員 橫山德次郎著
●小學校外教材及教法 全壹冊製 定價金壹圓四拾錢 小包料金拾貳錢

文部省普通學務局長 松村茂助教閱 澁谷德三郎著
●視學要訣 全壹冊製 定價金壹圓 送料金八錢

書育教免發館文資

●廣島高等師範學校教諭 渡邊辰次郎著
●**實學校管理法講話**

全上一冊製

定價金壹圓六拾錢
小包料金拾貳錢

●東京麹町小學校長 竹原久之助著
●於ける**美感的施設**

全上一冊製

定價金壹圓
小包料金八錢

●東京麹町小學校長 竹原久之助著
●於ける**實用的施設及教材**

全上一冊製

定價金貳圓
小包料金拾貳錢

●東京麹町小學校長 竹原久之助著
●於ける**特別教示**

全上一冊製

定價金八拾五錢
送料金八錢

●東京市教育課長 戶野周二郎著
●**學校及教師と圖書館**

全上一冊製

定價金八拾五錢
小包料金八錢

●文部省認許 教育實際社編
●**優良小學校施設狀況**

全上一冊製

定價金壹圓五拾錢
小包料金拾貳錢

書育教免發館文資

●文部省認可 陸軍戶山學校講習會講演
●**兵式教練要義**

全上一冊製

定價金九拾錢
小包料金十二錢

●教育實際社編纂
●**新國定讀本教授資料**

全上一冊製

定價金壹圓
小包料金八錢

●東京高等師範學校教諭兼訓導 北垣恭次郎著
●小學地理教材 **樺太朝鮮滿洲**

全上一冊製

定價金六拾五錢
小包料金八錢

●東京高等師範學校教諭兼訓導 北垣恭次郎著
●小學地理教材 **亞細亞洲太平洋**

全上一冊製

定價金壹圓
小包料金八錢

●教育實際社編纂
●**尋常各科教授細目**

全二冊製

正編金壹圓
補遺金四拾錢
郵稅各六錢

●教育實際社編纂
●**細目適用教科書各科教授細項**

全二冊製

前篇金六拾錢
後篇金壹拾錢
送料各八錢

●大阪府天王寺師範學校校長 村田宇一郎著
●學校中心 **自治民育要義** 全上一冊製 定價金壹圓六拾錢
小包料金拾貳錢

●大阪府天王寺師範學校主事 鈴木治太郎著
●初等教育 **最近問題之研究** 全上一冊製 定價金壹圓參拾錢
小包料金拾貳錢

●清國福州學堂教官 小畑勇吉著
●小學校に必要なる **博物標本製作法** 全上一冊製 定價金六拾錢
小包料金八錢

●山本政太郎兼田嘉藏共著
●少年 **劍術** 一名氣合上發卷 定價金七拾錢
小包料金八錢

●第六高等學校教授 文學士 岡野義三郎著
●倫理學 **輯要** 全上一冊製 定價金六拾錢
小包料金八錢

●大阪夕陽丘高等女學校校長 伊賀駒吉郎著
●新 **心理學講話** 全上一冊製 定價金九拾錢
小包料金八錢

●東京高等師範學校教授 棚橋源太郎 岡山秀吉共著
●手工科 **教授書** 全上一冊製 定價金貳錢圓
郵稅金拾貳錢

●東京高等師範學校教授 棚橋源太郎 岡山秀吉共著
●手工科 **教授細案** 全洋壹冊裝 定價金六拾錢
郵稅金八錢

●東京高等師範學校教授 岡山秀吉著 文部省檢定濟
●小學校に於ける **手工教授の理論及實際** 全壹冊製 定價金壹圓廿錢
郵稅金八錢

●東京高等師範學校教授 岡山秀吉著 文部省檢定濟
●手工科 **教材及教授法** 全壹冊製 定價金六拾錢
送料金八錢

●京都市聚樂小學校校長 廣田虎之助著
●聚樂式 **算術教授法** 全上一冊製 定價金壹圓四拾錢
下卷金貳圓 送料金八錢

●伯爵 大隈重信著
●國 **民讀本** 和裝美本 全壹冊 定價金四拾五錢
郵稅金八錢

書庭家兌發館文寶

● 文部省視學官 吉岡 郷甫 塚本小治郎合作
勅語 菊の下水

全和壹冊裝 定價金參拾五錢 郵税金六錢

● 淺田小兒科病院長 ドクトル 淺田繁太郎氏著
通俗 子供の病氣と其手當

全洋壹冊裝 定價金壹圓 郵税金八錢

● 醫學博士 長與 稱吉校 山本 五郎著
通俗 胃腸病養生法

全洋二冊裝 定價金五拾五錢 郵税金六錢

● 山縣眼科病院長 醫學士 山縣正雄校閱 光 藤介著
通俗 眼の養生法

洋裝石版 書挿入 定價金參拾五錢 郵税金六錢

● 和洋裁縫女學長 堀越千代子著
和洋裁縫教本

和服編二冊 和裝美本 定價金五拾錢 郵税金六錢

● 島根縣女子師範學校教諭 綿織竹香著
最新 小學校裁縫教授法

全和一冊裝 定價金五拾五錢 送料金六錢

書學哲兌發館文寶

● 京都帝國大學文科大學助教授 文學士 朝永三十郎著
增訂 哲學綱要

全上製美本壹冊 定價金壹圓貳拾錢 小包料金八錢

● 京都帝國大學文科大學助教授 文學士 朝永三十郎著
歐洲近世哲學史

全上製美本壹冊 近刊

● 東京帝國大學文科大學助教授 文學博士 福來 友吉著
心理學講義

全上製美本壹冊 定價金貳圓八拾錢 小包料金拾六錢

● 東京帝國大學文科大學助教授 文學博士 福來 友吉著
變態心理學講義

全上製美本壹冊 近刊

● 慶應義熟大學部講師 論理學專攻 文學士 今福 忍著
增訂 論理學要義

全上製美本壹冊 定價金壹圓八拾錢 小包料金拾貳錢

● 東京高等師範學校教授 文學士 吉田 靜致著
倫理學要義

全上製美本壹冊 定價金貳圓 小包料金拾貳錢

寶文館發兌國漢文書

●山田孝雄著
日本文法論
上製脊皮 全壹冊
定價金四圓五拾錢
小包料金拾六錢

●東京府第四中學校長 深井鑑一郎校訂
論語國字解
袖珍上製 全壹冊
定價金五拾五錢
小包料金六錢

●東京府第四中學校長 深井鑑一郎校訂
大學中庸國字解
袖珍上製 全壹冊
定價金參拾錢
小包料金四錢

●東京府第四中學校長 深井鑑一郎校訂
孟子國字解
袖珍上製 全壹冊
定價金七拾五錢
小包料金六錢

●服部南郭先生講述 渡邊華石翁畫
唐詩選國字解
袖珍上製 全壹冊
定價金九拾錢
小包料金八錢

●東京府第四中學校長 深井鑑一郎著
漢文學綱要
袖珍上製 全壹冊
近刊

寶文館發兌珍書

●寶文館編輯所編纂
頭平家物語
袖珍洋裝 全二冊
上卷金貳拾錢
下卷金貳拾五錢
郵稅各金四錢

●寶文館編輯所編纂
和漢朗詠集註
袖珍美本 全一冊
定價各金參拾錢
郵稅各金四錢

●近藤元粹校閱 寶文館編輯所編纂
唐詩選註釋
袖珍美本 全一冊
定價金參拾錢
郵稅各金四錢

●寶文館編輯所編纂
新日本外史
袖珍美本 全三冊
上卷金參拾錢
中下卷各金參拾五錢
郵稅各金四錢

●東京府立第四中學校長 深井鑑一郎校訂
四書國字解
袖珍上製 箱入
定價金壹圓六拾錢
郵稅金拾貳錢

●文學博士 谷本富講演
四十七士論
袖珍洋裝 全一冊
定價金貳拾五錢
郵稅金貳錢

寶文館編輯所編纂
●新式國語假名遣便覽
全壹冊裝 定價金八錢
郵稅金貳

寶文館編輯所編纂
●新式字音假名遣便覽
全壹冊裝 定價金六錢
郵稅金貳

國學院大學講師 古谷知新著 訂正增補
●新案國語假名遣法
全壹冊裝 定價金八錢
郵稅金貳

國學院大學講師 古谷知新著
●新案字音假名遣法
全壹冊裝 定價金六錢
郵稅金貳

東京高等師範學校訓導 北恒恭次郎著
●小學歷史教材
上世之部 中世之部 近世之部
全三冊 近刊

廣田虎之助著
●修正國定算術批評と活用方法
全壹冊裝 定價金六拾五錢
郵稅金八

文學博士 星野恒校閣 文學士 青木武助著
●參考日本大歷史
全壹冊裝 定價金貳圓八拾錢
小包料金拾六錢

早稻田大學講師 東洋史專攻 文學士 高桑駒吉著
●參考東洋大歷史
全三冊裝 上卷金壹圓貳拾錢
小包料金八錢

早稻田大學講師 東洋史專攻 文學士 高桑駒吉著
●東洋歷史講話
全壹冊裝 近刊

前北京大學教習 西洋史專攻 文學士 坂本健一著
●參考西洋大歷史
全壹冊裝 定價金貳圓參拾錢
小包料金拾貳錢

東京帝國大學文科大學助教授 文學士 村川堅固著
●西洋史便覽
全壹冊裝 定價金壹圓貳拾錢
小包料金八錢

東京帝國大學文科大學助教授 文學士 村川堅固著
●村川西洋通史
全壹冊裝 近刊

東京高等師範學校教授 理學博士齋田功太郎 佐藤禮介共著
● 參 考 植 物 學 講 義
全一冊 上製脊皮
定價金貳圓五拾錢
小包料金拾貳錢

東京高等師範學校教授 理學博士齋田功太郎著
● 實 用 植 物 學
全二冊 上製脊皮
近 刊

理學士志田順大島鎮治著
● 參 考 實 驗 物 理 學
全一冊 上製脊皮
定價金壹圓六拾錢
小包料金拾貳錢

第二高等女學校教授 理學士森總之助著
● 最 新 物 理 學 講 義
全一冊 上製脊皮
定價金壹圓七拾錢
小包料金拾貳錢

高等師範學校訓導 萬福直清著
● 小 學 校 理 科 實 驗 法
全一冊 上製脊皮
定價金壹圓五拾錢
送料金拾貳錢

神奈川縣師範學校教授 搗矢廣吉著
● 小 學 校 理 科 實 驗 法
全一冊 上製脊皮
定價金壹圓貳拾錢
送料金八錢

神戸高等商業學校教授 津村秀松著
● 國 民 經 濟 學 原 論
美脊皮上製本
上卷定價金貳圓貳拾五錢
下卷定價金貳圓五拾錢
合本定價金參圓五拾錢
小包料金拾六錢

神戸高等商業學校教授 津村秀松著
● 經 濟 學 大 意
全一冊 上製美本
定價金七拾五錢
小包料金八錢

長崎高等商業學校教授 法學士山内正瞭著
● 英 文 經 濟 網 要
全一冊 上製美本
定價金八拾錢
小包斜金八錢

慶應義塾大學教授 堀江歸一著
● 財 政 學
全一冊 上製脊皮
定價金參圓
小包料金拾貳錢

法學士藤井宇平著
● 通 俗 人 生 及 經 濟
全一冊 洋裝美本
定價金六拾錢
小包料金八錢

實文館編輯所編纂
● 法 制 經 濟 大 資 料
全一冊 上製脊皮
定價金參圓五拾錢
小包料金拾六錢

書濟經制法兌發館文寶

●元橫濱正金銀行員 チャータード銀行員 小林 綠 著
●實國際為替 全上製美本 壹冊 定價金參圓五拾錢
小包料金拾貳錢

●在英京日本銀行派出員 商學士 水野 重也 著
●最新外國為替 全上製美本 壹冊 定價金壹圓貳拾錢
小包料金八錢

●長崎高等商業學校教授 商學士 平尾 丹治 著
●最新商業通義 全上壹冊 定價金壹圓五拾錢
特製金貳拾五錢增
小包料金拾貳錢

●法學博士 跡部定治郎 法學博士 毛戶 勝元 共譯
●國際民法論 全上製美本 貳冊 定價金各貳圓
小包料金拾六錢

●京都帝國大學法科大學教授 法學博士 織田 萬 著
●訂正法學通論 全上壹冊 特製金壹圓七拾五錢
小包料金八錢

●前神戸高等商業學校教授 小野 十郎 著
●新商業算術 全上製美本 壹冊 定價金壹圓八拾錢
小包料金拾貳錢

典辭兌發館文寶

●文學士 朝 水 三 十 郎 著
●增訂哲學辭典 全上一冊 定價金貳圓參拾錢
郵稅金拾五錢

●文學士 內 海 弘 藏 著
●讀書作文辭典 全上一冊 定價金壹圓五拾錢
小包料金拾五錢

●文學士 內 海 弘 藏 著
●新國語辭典 全上一冊 定價金壹圓五拾錢
小包料金拾貳錢

●文學士 內 海 弘 藏 著
●新漢和辭典 全上一冊 定價金壹圓五拾錢
小包料金拾貳錢

●文學博士 三島 毅 監修 池田 蘆洲 著
●增補故事熟語辭典 全上一冊 定價金貳圓
小包料金拾五錢

●文部省圖書課員 高野 辰之 和田信二郎 共著
●國語假名遣辭典 全上一冊 定價金八拾錢
小包料金八錢

寶文館發兌兒童用書

<p>●高橋章臣 小尋常 理科筆記帳</p> <p>全洋貳冊製 定價各金拾錢</p>	<p>●寶文館編輯所編纂 新文館編輯所編纂 理科筆記帳</p> <p>全洋四冊製 定價各金拾錢</p>	<p>●寶文館編輯所編纂 小尋常 理科筆記帳</p> <p>全洋二冊裝 定價各金拾錢</p>	<p>●寶文館編輯所編纂 小尋常 理科筆記帳</p> <p>全洋三冊裝 定價各金拾錢</p>	<p>●寶文館編輯所編纂 國語學習帳</p> <p>全洋六冊裝 定價各金拾錢</p>	<p>●東京高等師範學校訓導 蘆田惠之助著 小尋常 綴り方教科書</p> <p>全洋四冊裝 定價各金拾錢</p>
--	---	--	--	--	--

寶文館發行

ラァイオリンゴ譯譜

<p>●黑田米太郎 歌雄 共編 熊野</p> <p>優裝釘美頗 郵定價金五拾錢</p>	<p>●黑田米太郎 歌雄 共編 櫻狩</p> <p>優裝釘美頗 郵定價金參拾錢</p>	<p>●黑田米太郎 歌雄 共編 秘三弦 八重衣</p> <p>優裝釘美頗 郵定價金四拾錢</p>	<p>●黑田米太郎 歌雄 共編 小督の言の葉</p> <p>優裝釘美頗 郵定價金參拾錢</p>	<p>●黑田米太郎 歌雄 共編 秋の言の葉</p> <p>優裝釘美頗 郵定價金參拾錢</p>	<p>●黑田米太郎 歌雄 共編 那須野</p> <p>優裝釘美頗 郵定價金參拾錢</p>	<p>●楯山榮壽 法師 編 松曲及凱旋喇叭の調</p> <p>優裝釘美頗 郵定價金參拾錢</p>	<p>●黑田米太郎 歌雄 共編 松のさかえ</p> <p>優裝釘美頗 郵定價金參拾錢</p>	<p>●黑田米太郎 歌雄 共編 胡弓秘鶴の巢こもり</p> <p>優裝釘美頗 郵定價金四拾錢</p>	<p>●黑田米太郎 歌雄 共編 杜鵑</p> <p>優補釘美頗 郵定價金參拾錢</p>
---	---	--	---	--	--	--	--	--	---

文部省檢定濟

小川正行 佐藤熊治 篠原助市 共著

●各科教授法

上製美本全一册
定價金八拾五錢

●心理學

上製美本全一册
定價金六拾五錢

●論理學

上製美本全一册
定價金五拾錢

●教育學

上製美本全一册
定價金七拾錢

●近世教育史

上製美本全一册
定價金七拾五錢

●小學校管理法

上製美本全一册
定價金六拾五錢

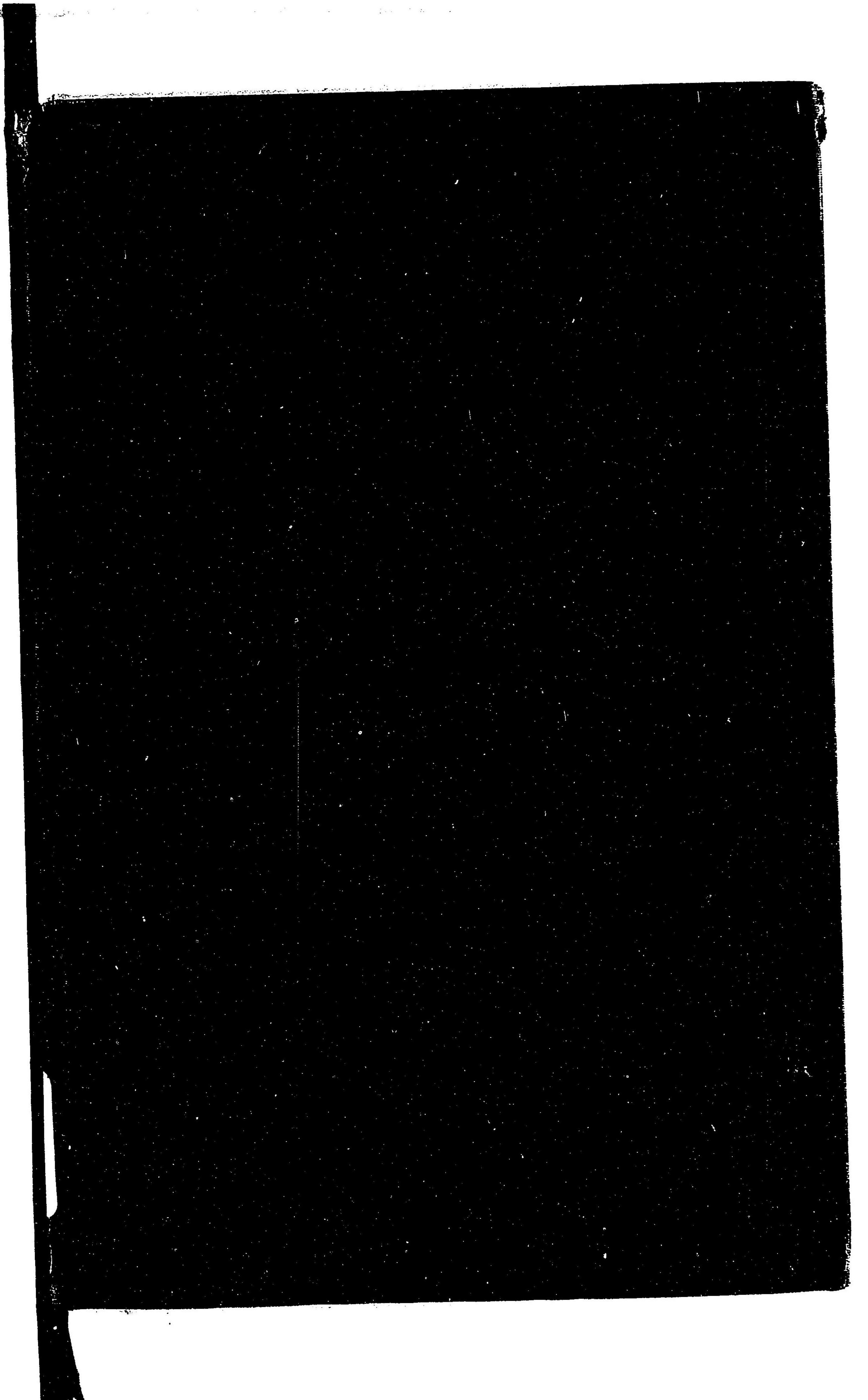
東京市日本橋
本町三丁目

寶文館

大阪市東區
備後町四丁目

298
7

2



298
9

039893-000-8

298-9

保護教育

上田 久吉/著

M44.5

BDB-0178



